

# 平成23年度第2回みんなでまちづくり会議（臨時会議）

## 次 第

平成24年3月22日（木）午後6時～

中央公民館 第1・2講座室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

#### <議題>

「子どもにやさしいまちづくりをすすめるために、草加市に子どもの権利に関する条例を制定することについて」の提案に対する市政への反映結果の追加説明

- ・草加市の人権施策について（追加説明）
- ・平成19年度回答の反映結果に係る取組状況と子どもの権利に関する取組について（追加説明）
- ・登録員による意見交換

### 3. 閉 会

■（みんなでまちづくり会議）・・・草加市みんなでまちづくり自治基本条例より抜粋  
第26条 市は、次の事項について市民の参画を実現するため、まちづくり登録員で構成するみんなでまちづくり会議を開催します。

- (1) 前条のまちづくり計画の提案
- (2) パートナーシップによるまちづくりの政策提言
- (3) この条例の運用の監視
- (4) この条例の調査・研究
- (5) その他この条例に基づくまちづくり

2 市は、前項の内容を公表します。

3 市は、みんなでまちづくり会議において提案され、話し合われた事項について、市政に反映するよう努めます。

4 市は、前項の反映結果について公表し、みんなでまちづくり会議で説明をします。

5 みんなでまちづくり会議は、前項の反映結果について納得できない場合は、別に定めるところにより、市議会で意見を述べる機会を求めることができます。

6 市議会は、前項の意思を尊重します。

# 平成 23 年度第 1 回草加市みんなでまちづくり会議（臨時会議） 議 事 録

- 【実施日時】 平成 23 年 1 月 14 日（月）午後 6 時～午後 8 時  
【実施場所】 中央公民館 第 1・2 講座室  
【出席者】 まちづくり登録員：33 名、傍聴 2 名  
子ども政策課：渡辺課長、板橋課長補佐、矢島係長  
事務局：榎本課長、後藤課長補佐、藤倉所長、巖上主任、祖伝主事
- 

## 1. 開 会

## 2. 議 事

### <議題>

「子どもにやさしいまちづくりをすすめるために、  
草加市に子どもの権利に関する条例を制定することについて」

### (1) 提案の概略説明（事務局）

### (2) 市の反映結果の説明（担当課：子ども政策課）・・・別添 1

### (3) 意見交換

#### ①当初の市の反映結果及びその後の検討報告と今回の反映結果との食い違いについて

- ・市からみんなでまちづくり会議への反映結果という回答の内容が変わることがあって良いのか。
  - ・次世代育成支援行動計画のような具体的な施策があり、それに基づいて市が取り組んでいることは理解しているが、提案者の意見は、その計画の根本となる理念の部分を条例として定めて欲しいというものだったはずである。
  - ・この提案後、毎年、提案者と担当課（人権共生課から子ども政策課へ移管）で検討を重ねてきた。検討会を作って欲しいといていたところなかなか進まず、市としては意見聴取の場であれば設定可能だということだった。しかし、毎回、違う人に意見聴取しても理念の問題は進まないの、固定メンバーで検討する場が必要だという意見を出し、一時協議が中断した結果、今回条例は制定しないという結論が出た。
  - ・正式にみんなでまちづくり会議で出された反映結果を、どのような検討をした結果、今回の結論に至ったのかという経緯をもう少し詳しく説明してもらわないと、5 年間関わってきた提案者としては理解できない。
  - ・不登校の問題に取り組んでおり、子どもの権利について大人が考えることが大切だと感じるが、人権上、子どもに特化すべきではないという結論を出されたことについて、詳しい説明を聞きたい。
  - ・子どもの権利についてみんなで検討する場を作って欲しい。
  - ・なぜ、検討組織ができなかったかについて、説明して欲しい。
- 現在、草加市次世代育成支援行動計画に基づき取組を行っている。計画策定の際にアンケートを実施し、子どもの権利条約の認知度が低いことについて提案者と共通認識であり、啓発活動をすることで合意した。また、平成 22 年度には、子育てに関する総合相談センターとして「子育て支援センター」を開設し、子育ての悩みや虐待、発達支援等にも取り組んでおり、条例の制定というより、具体的施策の中で取り組んでいきたい。さらに、計画においても子どもの人権について盛り込んでおり、この具体的施策として、子どもの権利条約の普及について取り組んでいきたい。人権については、子どもだけでなく、女性や障が

い者、高年者といった社会的弱者の方や外国籍市民の方についても総合的に考えていかなければならない。検討会については、野村先生からも行政が条例を制定するという方向性が決まっていなくて自分は検討会に責任を持っていないというご意見が出ており、この点については市としても検討中だった。（子ども政策課）（※）

- ・市として子どもの人権について、基本的にどういう姿勢であるか知りたい。
  - ・今まで、検討してこなかったわけではない。検討組織についてもどうしたら良いかも含めて検討してきた。検討してきたが、このような形になってしまったという経緯で残念だ。
  - ・再度、会議内容を整理するため、子どもの権利条例の制定についての反映結果の食い違いについて、検討会を実施しないもしくは実施できない理由、また別の方法でやるのかという説明を担当課からさせてほしい。（事務局）
- また、この場での説明が変わってしまうなどの不安があるため、再度開催する会議できちんとした説明を受けたい。
- ・市の反映結果に不服があれば、市議会に意見を述べるができるという規定もある。
- それは、反映結果として納得した上での話であり、今の状況では説明になっていない。

## ②みんなでまちづくり会議について

- ・会議のリーダーになる人がいない。進行が事務局であれば、登録員の中に混ざって進行すべきではないか。
  - ・みんなでまちづくり会議の仕組や取扱を整備してもらわないと、自分たちが登録員になった意味がない。
  - ・自治基本条例の見直しをしないと、みんなでまちづくり会議の機能は進まない。
  - ・みんなでまちづくり会議は、市の反映結果について意見を言うものではなく、その前提で話合うものではないか。今日の会議は成立しないのではないか。動議を発する。
- そもそも、今、動議が通用するような会議になっているか。実態はないのではないか。
- 会議の形態がとられていないということなので、まず、経緯について説明をさせていただきたい。（⇒登録員承認）
- ・まず、本日の会議は、何に基づいてこの会議が行われたのか、また、何について回答したのかを説明して欲しい。
- 草加市みんなでまちづくり自治基本条例に定めるみんなでまちづくり会議に関する規則第3条第4項の臨時会議として開催している。今まで、平成19年度から平成21年度までの3年間で検討を行うと報告後、提案者との協議はあったものの、みんなでまちづくり会議の開催がないまま検討が進んでおり、再度、みんなでまちづくり会議の場に戻す必要があると判断したため、今回会議を開催した。（事務局）
- ・提案後、事案の担当課が移り変わる中で、会議の所管課であるみんなでまちづくり課は、この件にどう関わってきたのか。担当課がそのままにしてきたという話があったが、会議の所管課としてはどう考えているのか聞きたい。
- みんなでまちづくり会議の所管課として、3つ目の提案にもあったようにみんなでまちづくり会議の活性化についてや制度設計の再検討の必要性について、自治基本条例の検証と併せて検討をしているところである。条例にあるように、提案があつて会議が招集され、この場は登録員の議論の中で会議の意見が作られていくものであると認識している。今回の提案については、反映結果として一定の方向が示されているため、基本的には担当課で取組んでいるとの認識に立ち、必要に応じて報告等を求めてきた。前回の報告から3年以上が経過し、また、担当課から今回提示している内容について示されたため、みんなでまちづくり会議という公開の場で一定の結論をお示することも市の責務であると考え、本日緊急に会議を招集した。今回は提案の市政への反映結果としての最終報告となっているが、担当課がこれまで検討してきた結果、なぜこのような結論になったのかという説明が不足しているので、再度、担当から説明させていただきたい。（事務局）



## 平成 23 年度第 1 回みんなでまちづくり会議 における市政への反映結果

平成 19 年 1 月 25 日に平成 18 年度第 4 回会議において、NPO 法人みんなのまち草の根ネットの会より提案のありました「子どもにやさしいまちづくりをすすめるために、草加市に子どもの権利に関する条例を制定すること」について、回答いたします。

(回答)

草加市では「くらしを支えあう、子どもも親もいきいき子育て応援のまちそうか」を基本理念に掲げ、平成 17 年度より草加市次世代育成支援行動計画を策定し、計画的かつ効果的に事業を行っております。

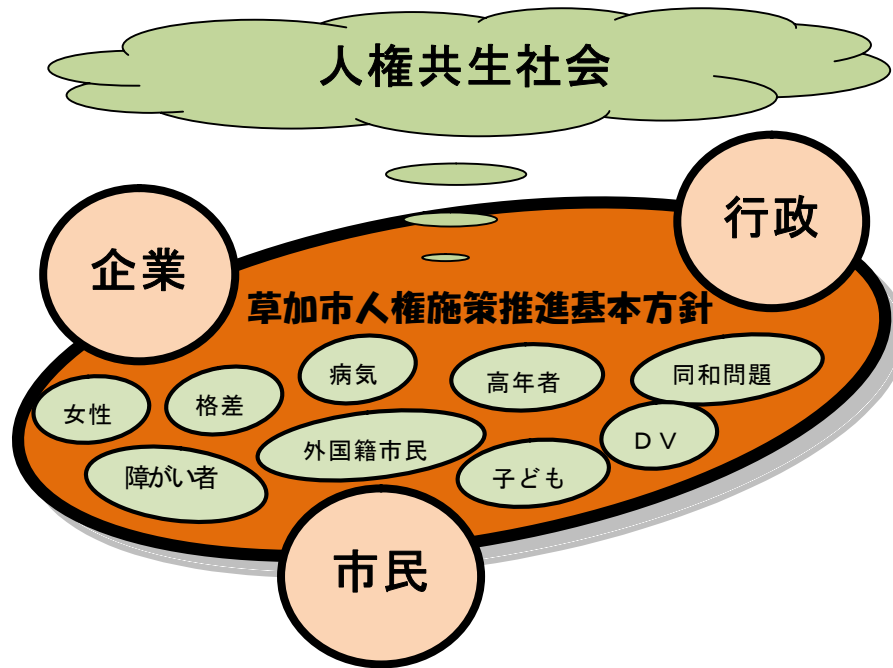
この計画に基づき、子どもの権利条約の普及活動のほか、各小学校において参加型の学習会を通じて誰もが持つ人権について学ぶ CAP プログラム事業の実施、青少年育成団体との連携によるまちづくりに取り組むとともに、子育ての悩みや発達に関する不安の相談、児童虐待等の総合窓口として子育て支援センターを設立し、子どもを取り巻く環境について、具体的な個別施策により、積極的に取り組んでおります。

また、「人権」については、社会的弱者とされる子どもや障がい者をはじめ、市民の方々それぞれの環境や状況を踏まえ、草加市民全体の人権施策を考える中で検討したいと考えております。

よって、現在のところ、子ども権利条例の制定は考えておりませんが、草加市次世代育成支援行動計画に基づいた子どもの権利条約の普及活動等の施策をより一層進める中で、子どもの最善の利益を基本的に据えた子どもにやさしいまちづくりの推進を図って参ります。

# 草加市の人権施策について

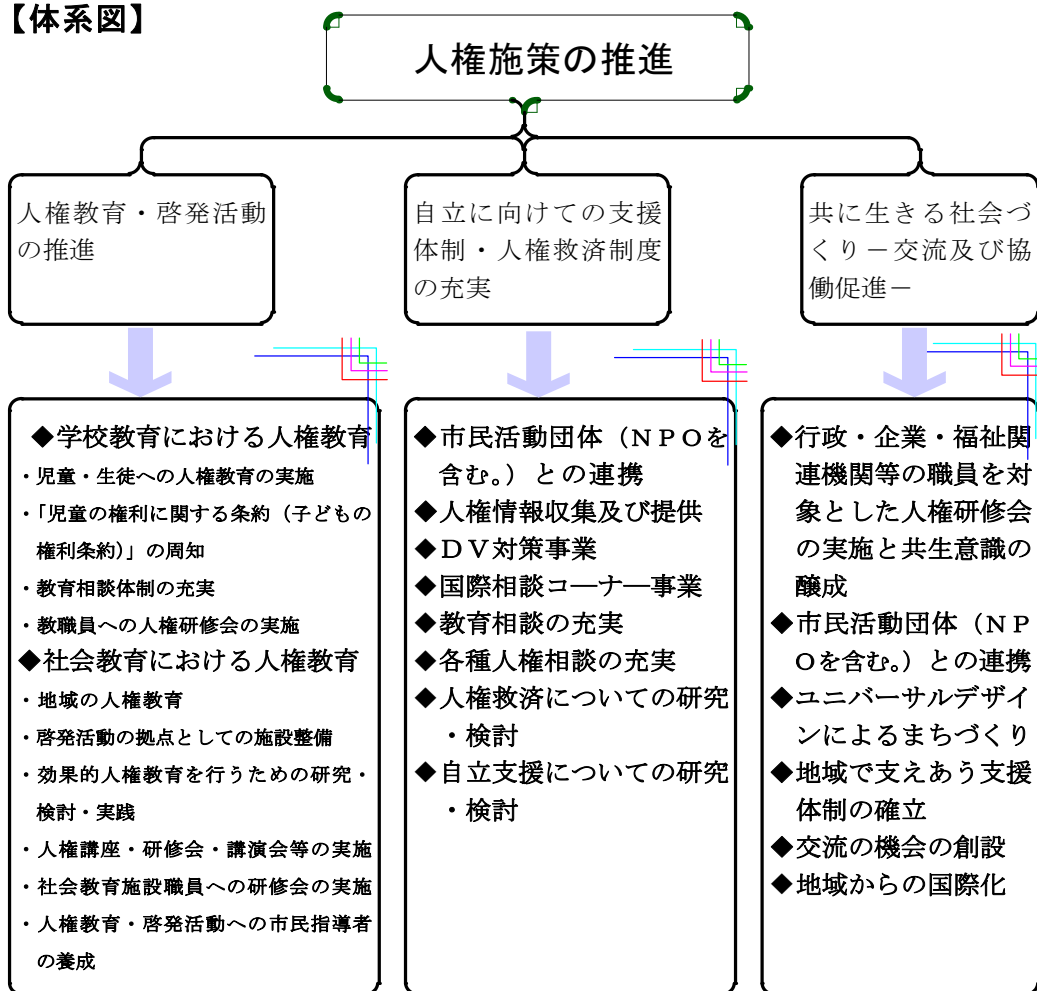
## ■草加市人権施策推進基本方針



### 【基本理念・目的】

市民・企業・行政がパートナーシップを結びながら、あらゆる分野で総合的に人権施策を推進することで人権共生社会の実現を図る。

### 【体系図】



## 【分野別人権施策】

### ★子どもの人権

#### <子どもの人権尊重>

- ・義務教育をとおしての人権教育の充実を図る。
- ・学校人権教育研修会、道徳教育研修会等を開催する。
- ・「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の周知を図る。

#### <環境の整備>

- ・子どもの虐待防止事業の研究・検討を行う。
- ・子どもの居場所を整備する。
- ・子どもの遊び場を整備する。
- ・子どもの文化的環境を整備する。
- ・子ども学級（子どもの自立と親子関係）
- ・家庭児童相談の充実を図る。
- ・教育相談の充実を図る。

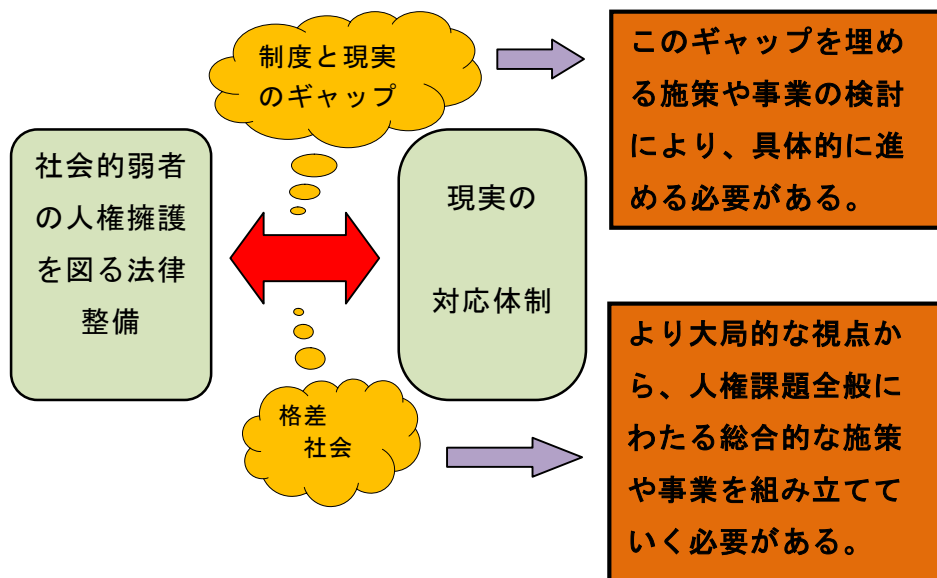
#### <性的搾取の防止>

- ・人権尊重に基づいた性教育を実施する。

#### <子育て支援>

- ・保育事業の充実を図る。
- ・子育て相談の充実を図る。
- ・乳幼児相談の充実を図る。
- ・草加市児童虐待防止ネットワーク会議を開催する。
- ・障がい児への支援を行う。

## 【人権課題の解決に向けて】 …草加市人権施策推進基本方針に基づく人権推進事業について（答申）



## 平成19年度回答の反映結果に係る取組状況

開催日	所管	項目	内容
平成19年5月29日	ちみづんぐなりで課ま	庁内調整会議	「子どもにやさしいまちづくりを進めるための庁内調整会議」 ※今後の進め方を調整するための関係課間の意見交換等
平成19年11月27日	人権共生課	庁内調整会議	「子どもにやさしいまちづくりを進めるための庁内調整会議」 ※「子どもの権利条例」の策定準備を進めている東京都西東京市の担当者を迎えて事例を踏まえての会議。
平成20年1月7日		庁内調整会議	「子どもにやさしいまちづくりを進めるための庁内調整会議」 ※市民も交えた勉強会「子どもにやさしいまちづくりを考える講座」の開催に向けての会議。
平成20年1月26日		講演会等	「子どもの意見と参加が尊重されるために」をテーマに講演、事例発表、パネルディスカッション等の実施 【講師】山梨学院大学法科大学院教授 荒牧重人氏 【パネラー】獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター、草加未来人サポーター審議会、同青少年部会、人権共生課、青少年課
平成20年5月22日		庁内調整会議	「子どもにやさしいまちづくりを進めるための庁内調整会議」 ※平成19年度の事業経過、平成20年度の事業内容等の検討会議。
平成21年2月11日	子ども政策課	講演会	「子どもの育つ条件～発達と家族の心理学から～」をテーマに講演 【講師】東京女子大学名誉教授 柏木恵子氏
平成21年6月7日		講演会	「子どもの居場所と支える大人」をテーマに講演 【講師】早稲田大学教授 増山均氏
平成22年 7月20日・8月25日 9月27日・12月21日 平成23年 7月29日 他		打ち合わせ ・提案者 ・獨協大学リーガルサービスセンター	子どもにやさしいまちづくりの進め方についての協議

※平成20年度～平成21年度については次世代育成支援行動計画後期計画の策定



# 草加市次世代育成支援行動計画の概要と子どもの権利に関する取組について

## 1 次世代育成支援行動計画の概要

### ① 背景

近年、急速な少子化が進行し、今後の社会経済全体に深刻な影響を与えることが予想されることから、平成15年7月に社会全体で次世代育成支援を目的とした、平成27年3月までの時限立法である「次世代育成支援対策推進法」が成立した。

この法律により地方公共団体では、5カ年を1期として次世代育成支援に関する行動計画を策定し、公表することが義務づけられた。

市では、この法律を受け、「いきいき子育て応援プランそうか（草加市次世代育成支援行動計画）」を策定することとなった。

### ② 計画の内容

後期計画（平成22年度～平成26年度）において、基本目標を『すべての家庭が安心して子育てができるために』『子育てと仕事の調和の実現のために』『健康と豊かな心に満ちあふれた子どもの成長のために』『子どもと子育て家庭にやさしいまちづくりのために』と4本掲げている。

そして、これらを実現するために基本施策として104本、更にそれらを具体化した個別事業181本に体系化し、現在取り組んでいる。

### ③ 計画の進行管理・公表

計画が着実に実行されるため、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策地域協議会を設置し、年に2回会議を開催し、計画の進行管理やその他次世代育成支援に必要な措置に関して協議を行っている。

会議録や計画の実施経過について公表している。

## 2 子どもの権利に関する取組（計画も含む）

### ① 基本施策として「子どもの人権の尊重」を反映。

### ② 「子ども権利条約」の普及活動

- ・市のホームページによる子どもの権利に関する情報提供や関係機関等が作成するポスター・ちらし等を活用した広報活動
- ・市職員に対して、庁内の電子掲示板等を通じての啓発活動
- ・公民館やコミュニティセンター等において、子どもたちと関わりのある方を講師として招き、子どもの人権や権利等についての研修会、講演会の開催

### ③ 子育て支援センターの設置

- ・子育ての悩みや不安、発達に関すること等の総合相談センター機能を備えた所管を新たに設置。

### ④ 子どもたち自身への教育及び虐待やいじめ等への対応

- ・各小学校において、人は誰でも「自信」「安心」「自由」という権利を持っているということをワークショップという参加型の学習会を通じて学ぶCAPプログラム事業の実施。虐待・いじめ等の発生を確認した場合には子育て支援センターを中心に対応。
- ・要保護児童対策地域協議会を開催する中で警察や児童相談所等の関係機関と情報の共有化や主任児童委員と連携。

### ⑤ 子どもと地域の大人たちの繋がり

- ・現在、13小学校区で実施している放課後子ども教室事業や、松原と瀬崎地区で実施している冒険あそび場事業等を通じて、子どもたちの居場所づくりや地域の大人と子どもたちの接点を増やし、地域のコミュニティを形成していく。

### ⑥ 次世代育成支援対策地域協議会

- ・事業を進めるに当たり、専門的な立場から意見を聴取する必要性が生じた場合には、次世代育成支援対策地域協議会において提案し、その意見を施策に反映させていく。

【構成員委員】民生委員・児童委員協議会、NPO法人草の根ネットの会、教育研究会養護教諭部会、PTA連合会、私立幼稚園協会、更生保護女性会、青少年健全育成市民会議、草加八潮医師会、獨協大学教授、文教大学教授、町会連合会、商工会議所、青年会議所、公募 計14名

### ⑦ 今後の取り組み

計画は平成26年度終了予定であるが、現在、新たな方針施策として「子ども・子育て新システム」というものが提案され、この中でも各市町村の事業計画の策定が予定されている。これらの施策策定時においても、子どもの人権や権利について取り上げる。

また、既存のものに囚われることなく、広く市民の方々に意見を求める中で新たな子どもたちへの施策についても検討していく。